

トラック運転者の定期健康診断助成金交付要領

(公社) 福島県トラック協会

1. 目 的

公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の、協会会員事業者（以下「会員」という。）、協会未加入事業者（以下「非会員」という。）が行ったトラック運転者の定期健康診断（以下「健康診断」という。）に対し、その費用の一部を助成することとし、運転者の健康を管理し事故防止に資することを目的とする。

2. 対 象 者

助成対象者は、福島県内会員（支店、営業所等含む）に勤務する運転者とする。
入会后6ヶ月以上経過した会費で、会費の未納がないこと。
ただし、非会員はGマーク認定事業者とする。

3. 助 成 人 数

会員の助成人数は車両保有台数（令和2年度協会名簿台数）と同数とする。
非会員は、令和2年4月1日現在の車両保有台数と同数とし、確認できる公的書類を添付すること。

4. 助成実施期間及び実施時期

令和2年4月1日より令和3年2月28日までとする。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

5. 助成予算額

12,000,000円

6. 助 成 金

交付に対する助成金は、受診者一人に対し、年1回1,500円とする。
ただし、1,500円未満の場合はその額とし、雇入時健康診断・特定業務従事者（深夜業）健康診断は助成の対象としない。

7. 助成金の交付手続き

会員、非会員は、「定期健康診断に対する助成金交付申請書」に健康診断料請求書及び領収書の写し並びに受診者名簿を添付して協会に提出する。

8. 助成金の提出期限

助成金交付申請書の提出期限を令和3年2月28日までとする。

9. 交付金の交付

協会は、助成金交付申請書等の内容を審査し、適正と認めたときは助成金を交付する。

10. 適 用 日

令和2年4月1日から実施する。